

| 改正後  | 現行  |
|--|---|
| <p>青森県介護員養成研修事業者指定要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6</p> <p>1 (略)</p> <p>2 初任者研修事業者及び生活援助研修事業者は、受講申込時又は初回の講義時に、次のいずれかの方法により受講者の本人確認を行わなければならない。なお、本人確認を行う際には、研修受講者に過度の負担をかけないよう留意するものとする。</p> <p>(1) 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出</p> <p>(2) 住民基本台帳カード又はマイナンバーカードの提示</p> <p>(3) 在留カード等の提示</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 運転免許証の提示</p> <p>(5) パスポートの提示</p> <p>(6) 年金手帳の提示</p> <p>(7) 国家資格等を有する者については、当該資格に係る免許証又は登録証の提示</p> <p>(8) その他知事が適当と認める方法</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。</p> <p>2 「青森県介護職員初任者研修事業者指定要綱」は平成 31 年 2 月 28 日で廃止する。ただし、平成 31 年 2 月 28 日までに開講した研修については、「青森県介護職員初任者研修事業者指定要綱」によるものとする。</p> <p>3 令和 4 年 4 月 1 日 一部改正</p> <p>附 則 (令和 7 年 1 月 10 日一部改正)</p> <p>この要綱は、令和 7 年 1 月 2 日から施行する。</p> | <p>青森県介護員養成研修事業者指定要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6</p> <p>1 (略)</p> <p>2 初任者研修事業者及び生活援助研修事業者は、受講申込時又は初回の講義時に、次のいずれかの方法により受講者の本人確認を行わなければならない。なお、本人確認を行う際には、研修受講者に過度の負担をかけないよう留意するものとする。</p> <p>(1) 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出</p> <p>(2) 住民基本台帳カード又はマイナンバーカードの提示</p> <p>(3) 在留カード等の提示</p> <p><u>(4) 健康保険証の提示</u></p> <p>(5) 運転免許証の提示</p> <p>(6) パスポートの提示</p> <p>(7) 年金手帳の提示</p> <p>(8) 国家資格等を有する者については、当該資格に係る免許証又は登録証の提示</p> <p>(9) その他知事が適当と認める方法</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。</p> <p>2 「青森県介護職員初任者研修事業者指定要綱」は平成 31 年 2 月 28 日で廃止する。ただし、平成 31 年 2 月 28 日までに開講した研修については、「青森県介護職員初任者研修事業者指定要綱」によるものとする。</p> <p>3 令和 4 年 4 月 1 日 一部改正</p> |